

山梨県公報

第千九百八十九号

平成二十一年
十月十九日

月 曜 日

山梨県知事 横 内 正 明

目 次

保安林の指定の解除の予定	五六五
道路の供用開始	五六五
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議	五六五
公 告	五六六
特定非営利活動法人の設立の認証申請	五六六

告 示

山梨県告示第三百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十一年十月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 解除に係る保安林の所在場所
南都留郡忍野村忍草字鐘山二八〇五の四、二八〇五の五
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山梨県告示第三百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年十一月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十九日

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	葦崎増富線	北杜市明野町大字浅尾新田字古屋敷三六八二番の一地先から北杜市明野町大字浅尾新田字踊石官有無番地地先まで	二二二・〇	平成二十一年十月十九日

山梨県告示第三百六号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県国土整備部治水課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 河川の名称 富士川水系 狐川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 南アルプス市戸田字下戸田四百三十二番十八地先から南アルプス市戸田字下戸田五百四十八番四地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 南アルプス市長 今沢忠文
 - 2 住所 南アルプス市小笠原三百七十六番地
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)(の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
 - 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
 - 六 管理の期間 平成二十一年十月十九日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止するときまで

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人サポートハウスひとみ
 - 2 代表者の氏名 遠藤ひとみ
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県韭崎市大草町上條東割千二百三番地二十六
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、介護を要する高齢者等に対して、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう地域に密着した居宅介護支援サービスを行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十一年十月八日から同年十二月七日まで